## JAカードローン「サブポケット」

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

	(下級 20 平 11 万 1 日 5年)
商品名	J Aカードローン サブポケット
ご利用 頂ける方	<ul> <li>○ 当JAの組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金1口5,000円を1口以上いただいております。)</li> <li>○ 当JAの地区内に在住または勤務されている方。</li> <li>○ ご契約時の年齢が20歳以上65歳未満で継続して安定した収入がある方。ただし、タイプA及びタイプBについては、前年度年収250万円以上の方。ただし、タイプBについては農業従事者は前年度年収150万円以上とする。</li> <li>○ 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○ その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	○ 生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○ 10 万円以上 300 万円以下とします。(10 万円単位) ただし、住宅ローン利用者で返済 実績が 1 年未満の場合は、100 万円以内とする。また、主婦・パート等は 20 万円まで とします。
契約期間	○ ご契約日から2年後の応答日の属する月の5日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様としますが、65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul> <li>○ 年率 6.00%~9.50%とします。なお、次の利率には保証料を含みます。</li> <li>① Aタイプ : 6.00%(うち保証料 2.30%)</li> <li>② Bタイプ : 7.50%(うち保証料 3.50%)</li> <li>③ Cタイプ : 9.50%(うち保証料 4.50%)</li> </ul>
返済方法	<ul> <li>○ 定例返済</li> <li>毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とします。</li> <li>返済額は貸越極度額50万円以下の場合1万円、貸越極度額50万円を超えて100万円以下の場合2万円、貸越極度額100万円を超えて200万円以下の場合3万円、貸越極度額200万円を超えて300万円以下の場合4万円以上とします。なお,前月の約定返済日現在のお借入残高が貸越返済金に満たない場合は,その残高をご返済額とします。</li> <li>○ 任意返済</li> <li>随時,当JA窓口で行うことができます。</li> </ul>
利息の 計算方法	○ 毎日の最終残高について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。

担保	○ 不要です。
保証人	○ 当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきますので、 原則として保証人は不要です。
手数料	<ul> <li>○ ご利用時間帯にかかわらず、全国のJAバンクATM・CDを入出金手数料無料でご利用いただけます。</li> <li>※ 提携金融機関のATMをご利用の場合、提携金融機関所定の利用手数料・時間外手数料がかかる場合があります。</li> <li>○ ご契約に必要な費用・カード発行手数料 : 無料・契約にかかる印紙代: 200円</li> <li>○ ご更新時に必要な費用・契約更新手数料 : 無料・</li> </ul>
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融推進課(電話:0187-42-8092)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融推進課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他	<ul><li>○ お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>○ その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li></ul>

## JA秋田おばこ